

文化市民

「新・文化庁の本格移転を見据えた文化芸術の更なる振興と魅力発信」、
「『ゴールデン・スポーツイヤーズ』を好機と捉えた市民スポーツの振興」、「人口減少社会における地域の課題解決に向けた取組、市民生活の安心・安全の向上」及び「すべての人が様々な分野で活躍できる共生社会の実現」の4点を重点施策に掲げ、国際的な歴史・文化・観光都市としての京都の魅力・都市格の向上とともに、市民の皆様の安心・豊かさの実感につながる取組を推進しています。

1 文化芸術事業

暮らしの中に文化芸術がいきいきと息づき、ひとびとの豊かな感性が育まれるとともに、そこで生まれる活力やにぎわいが、まちの活性化につながることを目指して、文化芸術とまちづくりを一体化させた取組を促進しています。このような取組を通じて、京都を魅力に満ちあふれた世界的な文化芸術都市として創生します。

(1) 「京都文化芸術都市創生計画」の推進

京都を新たな魅力に満ちあふれた世界的な文化芸術都市として創生することを目指して、平成18年4月に施行した「京都文化芸術都市創生条例」に基づき、京都ならではの「文化芸術によるまちづくり」を総合的かつ計画的に進めるための具体的指針として、産業、観光、教育や福祉などあらゆる政策分野を融合した新たな価値を創出するため、平成29年3月に「第2期 京都文化芸術都市創生計画」を策定しました。

また、東京オリンピック・パラリンピック等の開催や文化庁の全面的移転方針の決定を受け、文化芸術の力で日本を元気にするとの決意を新たに取りまとめた「京都文化芸術プログラム2020+」に基づき、事業に取り組んでいます。

(2) 顕彰事業

永年にわたり本市の学術・芸術など文化の向上に多大の功労があった方々を「京都市文化功労者」として表彰しています。また、市民文化の向

上のため、活発な芸術活動を展開し、将来を嘱望される新人の方々及び新人育成等に多大の功労があった方々をそれぞれ「京都市芸術新人賞・芸術振興賞」として表彰を行っています。

加えて、文化芸術に関する活動を通じて、文化芸術に対する市民の関心を高め、その振興に寄与することに功績があった方々を「京都市文化芸術産業観光表彰」（きらめき賞、みらい賞、有功賞）として随時表彰しています。

(3) 若手芸術家等の活動の奨励

「京都市芸術文化特別奨励制度」により、新たな芸術文化の創造と、京都の芸術文化の振興を目的として、若手芸術家等の活動を奨励しています。

また、「若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり」事業により、様々な相談に対応する総合サポート窓口を設置するほか、芸術家に適した空き家の紹介や、閉校施設等の活用による制作場所の提供、専門家のネットワークによる発表活動の支援に取り組んでいます。

(4) 京都文学賞

世界文化自由都市宣言に掲げる「優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市」の実現に向け、宣言から40年を契機に、京都における文学の更なる振興とともに、「文化都市・京都」の発信や京都の歴史と幅広い魅力の再認識、都市格の向上に寄与するため、平成31年4月に京都文学賞を創設し、京都を題材とする未発表の小説を全国から公募しています。

(5) 京都国際映画祭

民間企業が主体となって開催する国際映画祭への支援を通じて、京都が持つ映画・映像資源を活用しながら、「映画都市・京都」を世界に広く発信するとともに、若手製作者の支援等による、京都の映画・映像文化の振興に努めています。

(6) 京都映画賞（仮称）

京都が培ってきた映画文化の継承と更なる振興を図るとともに、時代劇をはじめとした京都での更なる映画制作につなげるため、映画関係者や有識者等の意見を踏まえ、映画に係る新たな顕彰制度を検討し、創設します。

(7) 子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出

一流の芸術家を小・中学校等に派遣し、ワークショップ等を実施する「文化芸術授業（ようこそアーティスト）」と、中学生を対象に、能楽堂等の本格的な舞台上で伝統芸能公演を鑑賞する「伝統芸能公演授業（ようこそ和の空間）」を一体的な取組として実施し、「伝統産業・文化の担い手育成」の一環として、子どもたちが「ほんもの」の文化芸術を体験する機会を提供しています。

また、令和元年度から、中学生自身が主体となり、能楽を構成する「謡」のお稽古と発表会を通じて、能楽を楽しむことで、能楽に関連した伝統産業や伝統文化に触れ、京都の伝統文化の未来の「担い手」、「支え手」の形成へと発展させることを目的とした「中学生の能楽大連吟～未来～」を実施しています。

(8) 京都市キャンパス文化パートナーズ制度

大学に在籍している学生を対象に、京都の多彩な文化芸術に親しむ機会を提供するため、平成 22 年度から会員大学の学生が文化施設等を利用する際の特別割引などの事業を実施しています。平成 25 年 10 月からは、京都の学生に幅広く利用いただける制度とするため、対象者の見直しを行うとともに、希望者に対して文化芸術情報を提供しています。

(9) 文化ボランティア制度

文化ボランティア制度は、市民、芸術家、企業等に文化芸術活動に参画いただき、京都のまちと文化芸術を活性化することを目指して、様々な形で文化芸術活動をサポートしていただけるボランティアを広く募集し、ボランティアとサポートを必要とされる方とを結びつける制度です。

コンサートや講演会の受付、展覧会のための資料収集など文化ボランティアの活動機会も増え、多くの方に御活躍いただきました。

また、文化ボランティアの機運を高め、新たな登録者を募るため、文化ボランティアのつどいを実施しています。

(10) 京都文化カプロジェクト 2016-2020

日本を代表するリーダーによる呼び掛けに応えて、東京 2020 オリンピック・パラリンピック等（以下「東京オリ・パラ」という。）を契機とした文化と芸術の祭典を、京都を舞台にオール京都で開催します。平成 28 年に基

本構想，実施計画を策定し，平成 29 年度から 3 箇年は年度ごとにリーディング事業（「舞台芸術」，「美術・工芸」，「くらしの文化」）を実施するとともに，フォーラムの開催，機関誌の発行等を行っています。

令和 2 年度については，新型コロナウイルス感染症の拡大と東京オリ・パラの延期に伴い，大幅に事業を見直すこととし，東京オリ・パラに合わせて実施予定だったメイン事業「京都文化芸術祭 2020」等は令和 3 年度に延期して開催します。

(11) KYOTO STEAM—世界文化交流祭—の開催

平成 29 年度から芸・産学官の連携による文化芸術都市・京都の持続的な発展を目指し，「アート×サイエンス・テクノロジー」をテーマとした文化芸術の新たな可能性と価値を世界に問う新しい形態のフェスティバル「KYOTO STEAM—世界文化交流祭—」の開催を中心に，文化創造を担う次世代人材の育成，国際的ネットワークの構築等に取り組んでいます。

(12) 東アジア文化都市交流事業

「東アジア文化都市」は，日中韓 3 箇国において，各国が選定した都市が連携し，様々な文化芸術イベントを実施する事業で，京都市は平成 29（2017）年の開催都市に選定され，同時開催都市である中国・長沙市，韓国・大邱広域市と共に様々な分野における文化交流事業等に取り組みました。

平成 29 年度の事業実施を契機に，継続して青少年文化交流プログラムや文化芸術団体の相互交流等に取り組んでいます。

なお，令和 2 年度は日中韓における新型コロナウイルス感染症の状況を注視し，取組の検討を行います。

(13) 古典の日の取組の推進

源氏物語が記録に現れてから一千年を迎えた平成 20 年 11 月 1 日，源氏物語千年紀記念式典を開催し，「古典に親しみ，古典を日本人の誇りとして後世に伝えていく」ことを主旨とする「古典の日」が宣言されました。

平成 21 年度からは，京都府・京都商工会議所等と共同で「古典の日推進委員会」を設立し，法制化に向けた署名活動など「古典の日」の定着に向けた取組を推進し，平成 24 年 9 月には，「古典の日に関する法律」が公布

及び施行されました。このことを契機として、市民が古典に親しむことができるよう、フォーラムや朗読コンテストなど様々な取組を実施しています。

(14) 伝統芸能文化創生プロジェクト

伝統芸能に関する保存・継承・普及等の総合的な観点から、伝統芸能を取り巻く課題の改善に取り組むプロジェクトを実施しています。本市の伝統芸能の活性化を図るとともに、文化庁とも連携し、全国の関係機関とのネットワーク構築を推進することで、京都の伝統芸能文化の創生につなげます。

(15) アーティスト・イン・レジデンス連携拠点事業

京都芸術センターにおいて、アーティスト・イン・レジデンス（国内外からアーティストを一定期間招聘し、滞在中の活動を支援する事業。以下「AIR」という。）施設間のネットワークを構築し、世界中から芸術家等やAIRに関する情報が京都に集まる環境を整備します。

日本のAIR情報を一元的に世界に向けて発信するウェブプラットフォームの管理やAIRプログラムの事例調査・紹介・アーカイブ化、AIRに関する様々な相談に応じるための窓口機能の設置等を行っています。

(16) 文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業

文化芸術による共生社会の実現に向け、福祉施設等が文化芸術の取組に着手しようとする際の相談事業の実施、コーディネーターの育成など、文化芸術により、社会課題や困難の緩和につなげ、共生社会を実現するための基盤づくりに取り組んでいます。

(17) 京都市交響楽団（京響）

「市民文化の形成，青少年の情操の向上，住民の福利の増進に資する」という理念に基づき，昭和31年4月，全国で唯一の自治体直営オーケストラとして発足しました。

令和2年4月の地方公務員法等の改正に伴い，公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団に移管しました。

財団化された後も，京都市と協働して文化芸術都市の創生を推進するという役割を一層明確にするため，京都市交響楽団条例を制定し，全国で唯

一、自治体が設置・運営に責任を持つ楽団であることを明確化し、「定期演奏会」などの自主演奏会の開催や、企業・団体等からの依頼による演奏会出演を行っています。

また、福祉施設等への訪問演奏、中高生を対象とした楽器講習会、ジュニアオーケストラの指導、練習風景の公開など、クラシック音楽を市民により身近に親しんでもらうための様々な活動も実施しています。

(18) 文化芸術活動緊急奨励金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、展覧会・公演等の文化芸術事業が、中止・延期を余儀なくされており、文化芸術を支える関係者の活動に大きな影響が及んでいます。発表・制作等の機会を失っている文化芸術関係者の活動を支援するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止など、現下の情勢において実施できる文化芸術活動を募集し、審査のうえ、奨励金（上限 30 万円）を交付しました（申請件数 1,071 件、交付件数 1,011 件）。

(19) ウィズコロナ社会における「京都市文化芸術総合支援パッケージ」

ウィズコロナ社会において、表現方法や鑑賞モデルの変革を求められている文化芸術関係者に対し、各種支援策等の相談に応じる窓口を開設するほか、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した文化芸術活動の再開支援など、緊急支援から再開支援まで、文化芸術関係者の置かれている状況に応じた切れ目のない支援を行います。併せて、ウィズコロナ社会においても、市民が文化芸術に触れる機会を創出し、心豊かな市民生活につなげてまいります。

※ このほか、「京都・和の文化体験の日」、「円山コンサート」、「京都の秋 音楽祭」等の文化事業を実施しています。

2 文化財保護事業

本市には、世界文化遺産をはじめ、全国の国宝の 19.1%、重要文化財の 14.2%が所在し、府・市の指定文化財等を含めると約 3,000 の文化財があります。

これらの文化財の保存、活用を図るため、本市に権限が委任された記念物

の現状変更の許可等と国登録制度の事務をはじめ文化財保護法に基づく指導、市条例による指定、登録、指導や市指定文化財の修理、祇園祭、京都五山送り火の保存、執行に対する補助金の交付などを行っています。

また、埋蔵文化財については、埋蔵文化財包蔵地内での各種土木工事等に伴う法的申請の受理や指導、発掘調査のほか、発掘実施の有無を判断する試掘調査、詳細分布調査、出土品の鑑査、その他考古資料の整理及び収蔵、市内民間調査団体の実施する発掘調査の監理検査を行っています。

普及啓発については、文化財に関する講座の実施、文化財ブックスの発行や、区役所と連携した子どもたちを対象にした体験学習、他都市やメディア等への文化財とそのデータの提供等の活動も行っています。

これら文化財保護法や条例に基づく取組に加え、本市独自で世代を越えて伝えられてきた数多くの有形、無形の文化遺産を市民ぐるみで維持・継承・活用する制度を構築しています。

(1) “京都を彩る建物や庭園” 制度

京都の歴史や文化を象徴する有形文化を市民ぐるみで残そうという気運を高め、様々な活用を進めることにより、それらの維持・継承を図るため、平成 23 年度、“京都を彩る建物や庭園” 制度を創設し、これまで 463 件を選定、うち特に価値の高いもの 153 件を認定しました。

(2) “京都をつなぐ無形文化遺産” 制度

無形文化遺産の価値を再発見、再認識し、市内外に魅力を発信するとともに、大切に引き継いでいこうという市民的気運を高めるため、平成 25 年度に“京都をつなぐ無形文化遺産” 制度を創設し、これまで「京の食文化」、「京・花街の文化」、「京の地蔵盆」、「京のきもの文化」、「京の菓子文化」、「京の年中行事」の 6 件を選定しました。

(3) 「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」 制度

有形・無形を問わず、京都のあらゆる文化遺産をテーマ毎にまとめ、地域性、歴史性、物語性を持った集合体として認定し、その魅力をより分かりやすく伝えていくため、平成 27 年度に「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度を創設し、これまで「北野・西陣でつづられ広がる伝統文化」、「山紫水明の千年の都で育まれた庭園文化」、「世代を越えて受け継が

れる火の信仰と祭り」,「明治の近代化の歩み」,「千年の都の水の文化」,「京町家とその暮らしの文化」,「いまでも息づく平安王朝の雅」,「千年の都を育む山と緑」,「京の商いと祇園祭を支えるまち」,「京と大阪をつなぐ港まち・伏見」の10件を認定しました。

国指定文化財本市所在件数

(令和 2.8.1 現在)

区 分		全国件数	市内件数	全国対比
国 宝	建 造 物	227 件	42 件	18.5%
	美 術 工 芸 品	893 件	172 件	19.3%
	計	1,120 件	214 件	19.1%
重 要 文 化 財	建 造 物	2,509 件	212 件	8.4%
	美 術 工 芸 品	10,772 件	1,674 件	15.5%
	計	13,281 件	1,886 件	14.2%
重 要 無 形 文 化 財		(個人) 76 件 116 人 (団体) 30 件 30 団体	11 件 10 人 芸 能 2 件 2 人 工芸技術 9 件 8 人	
重 要 有 形 民 俗 文 化 財		223 件	4 件 祇園祭山鉾 29 基 六波羅蜜寺の庶民信仰資料 三宅八幡神社奉納子育て祈願絵馬 丹後の紡織用具及び製品	
重 要 無 形 民 俗 文 化 財		318 件	6 件 壬生狂言, 祇園祭の山鉾行事, 京都の六斎念仏, 嵯峨大念仏狂言 やすらい花, 久多の花笠踊	
特 別 史 跡 ・ 特 別 名 勝 特 別 天 然 記 念 物		174 件	15 件	8.6%
史 跡 ・ 名 勝 ・ 天 然 記 念 物		3,300 件	115 件	3.5%

注：重要文化財の件数には、国宝の件数が含まれている。史跡・名勝・天然記念物の件数には、特別史跡・特別名勝・特別天然記念物の件数が含まれている。
地域を定めず指定されたものは、市内件数に含まれない。

京都市・府指定・登録文化財件数

(令和 2.8.1 現在)

区 分		京 都 市		京 都 府	
		指 定	登 録	指 定	登 録
有 形 文 化 財	建 造 物	75 件	27 件	49 件	8 件
	美 術 工 芸 品	213 件	38 件	97 件	2 件
無 形 文 化 財		0 件	0 件	13 件	0 件
民 俗 文 化 財		8 件	59 件	3 件	2 件
史 跡 ・ 名 勝 ・ 天 然 記 念 物		76 件	25 件	6 件	0 件
計		372 件	149 件	168 件	12 件

注：府文化財は、本市に所在するものの件数である。

3 主な文化施設

- ・ 京都市京セラ美術館 (京都市美術館) 昭和 8 年 11 月，天皇御即位の大礼を記念して，「大礼記念 京都美術館」として我が国で 2 番目に開設された大規模公立美術館です。ネーミングライツ制度を導入し，当初予定は令和 2 年 3 月 21 日のところ，令和 2 年 5 月 26 日に「通称京都市京セラ美術館」としてリニューアルオープンしました。再整備により，本館に美術館の所蔵品（令和元年度末 3,758 点）を四季に合わせて展示するコレクションルームを新設し，新館「東山キューブ」では現代アートを取り上げます。また，平成 12 年度に開館した京都市美術館別館は，約 900 m²の展示スペースを備えています。総入館者数 105,671 人（令和元年度）
- ・ 動物園 明治 36 年 4 月，大正天皇の御成婚を記念して，我が国で 2 番目に開設された動物園であり，122 種 548 点（令和元年度末）の動物を飼育展示しています。多様化する環境教育のニーズに対応するとともに，全国の動物園の中で希少動物の繁殖や研究・教育において，主導的な役割を果たしていくため，令和 2 年 2 月に「いのちかがやく京都市動物園構想 2020～いのちをつなぎ，いのちが輝く動物園となるために～」を策定しました。入園者数 772,980 人（令和元年度）
- ・ 元 離 宮 1603 年，徳川家康により築城。1867 年，我が国の近代化
二 条 城 の幕開けとなる大政奉還が 15 代将軍徳川慶喜により表明されました。昭和 14 年，宮内省（現宮内庁）から本市に下賜されました。全域が史跡の指定を受け，国宝 6 棟，重要文化財 22 棟の文化財建造物と特別名勝に指定される庭園，重要文化財に指定される障壁画 1,016 面を有し，平成 6 年（1994 年）には，世界遺産に登録されました。
現在，二条城を次代へ保存・継承していくために，国宝・二之丸御殿をはじめとする文化財建造物等の本格修理を行

っています。

一口城主募金や MICE のユニークベニューとしての活用も進め、本格修理の財源確保にもつなげています。総入城者数 2,058,152 人（令和元年度）

- ・ 歴史資料館 京都の歴史に関する資料の保存と活用を図り、市民の文化の向上及び発展に役立てることを目的として、京都市編さん所を前身に昭和 57（1982）年 11 月に開館しました。資料の収集と調査研究を通じて、成果を展示・閲覧、図書の刊行、歴史講座の開催などにより広く紹介するとともに、メディアや研究者などへの重要文化財を含む資料の貸出や利用許可など管理業務を行っています。また、広く京都の歴史に関する質問や相談を受け付けています。利用人員 来館 26,339 人 質問・相談 568 人 歴史講座等 405 人 資料利用許諾等件数 185 件（令和元年度）
- ・ ロームシアター京都（京都会館） 昭和 35 年 4 月、文化芸術の創造及び振興による市民の豊かな生活の形成に資するため、また市民に憩いの場を提供することを目的に京都会館として設置。ネーミングライツを導入して再整備を進め、平成 28 年 1 月にリニューアルオープンしました。
再整備後の客席数 メインホール 2,005 席、サウスホール 716 席、ノースホール 約 200 席
- ・ 京都コンサートホール 世界文化自由都市宣言の理念を音楽の分野で具体化する施設として、また平安建都 1200 年記念事業として建設され、平成 7 年に開館しました。
京都市交響楽団の活動拠点であり、また海外の著名なオーケストラの公演など様々な事業を開催しています。
客席数 大ホール 1,839 席 小ホール 514 席
- ・ 京都芸術センター 明治初期に設立され、昭和 6 年に改築された当時の面影を今に残している元明倫小学校を活用し、京都における芸術の総合的な振興を図るために、京都芸術センターを平成

12年4月に開設しました。センターでは多様な芸術に関する活動を支援し、情報を広く発信するとともに、国内外の芸術家の交流、芸術家と市民との交流を図ることを目的として、様々な事業を展開しています。

- ・ 名勝無鄰菴 明治・大正時代の元老山県有朋の別荘として、明治29年に完成しました。庭園は、山県自身が設計監督し、小川治兵衛が作庭。洋館は、日露開戦直前の我が国の外交方針を決めた「無鄰菴会議」が開かれたことで有名です。入園者数71,954人（令和元年度）
- ・ 考古資料館 大正3年に本野精吾の設計により西陣織の陳列を目的として建築された「旧西陣織物館」を、昭和54年11月に京都の埋蔵文化財の発掘・調査・研究の成果を展示公開して普及啓発を図るための施設として開館し、令和元年度に開館40周年を迎えました。皇室、公家、武家、本社・本山級の社寺等に直接関連する遺跡から発見された出土文化財が揃う全国有数の資料を所蔵しています。また、考古資料館の建物は、近代主義建築の先駆的作品として京都市登録文化財になっています。利用人員25,157人（令和元年度）
- ・ 史跡岩倉具視幽棲旧宅 「維新十傑」に数えられる幕末・明治の政治家、岩倉具視（1825～83）が一時隠れ住んだ住宅です。史跡内には、主屋、附属屋、繋屋といった当初から残る建築物の他に、遺髪碑や具視の遺品類を収蔵するために建設された対岳文庫などがあります。平成20年から4箇年をかけて本格的な修理を行い、平成25年に財団法人岩倉公旧跡保存会から収蔵品を含めて寄付を受け、その後一般公開を開始しました。利用人員9,364人（令和元年度）
- ・ 重要文化財 日本三大財閥でもある三井北家（本家）が別邸として建てたもので、明治13年（1880）に建築した木屋町別邸（三条木屋町）の主屋を大正14年（1925）に移築し、玄関棟を増築し完成させたものです。平成23年6月に重要文化財に

指定され、同年 10 月に本市が管理団体となりました。平成 24 年から 4 箇年をかけて本格的な修理を行い、平成 28 年 10 月 1 日から一般公開を開始しました。利用人員 52,879 人（令和元年度）

このほか、円山公園音楽堂、地域文化会館（5 館）、久世ふれあいセンター、文化財建造物保存技術研修センター等があります。

4 安全対策

(1) 交通安全対策

交通安全対策基本法や京都市交通安全基本条例（平成 25 年制定）及び京都市違法駐車等防止条例（平成 7 年制定）に基づき、交通安全の確保及び違法駐車等の防止を図るために、必要な施策を実施しています。

また、令和元年 12 月に、あおり運転等の危険な運転を根絶し、交通事故のない安全で快適な市民生活を実現するために、議員提案により、「京都市交通安全基本条例」の一部を改正しました。

ア 交通安全啓発事業

京都市交通安全基本条例（平成 25 年制定）に基づき、交通安全知識を普及し、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故の防止の徹底を図るため、各区の交通安全対策協議会等や京都府警察等と連携を図りながら、各種の交通安全啓発事業を実施しています。また、各区の交通安全対策協議会等に対して、補助金の交付、物品の支給などを行い、地域が行う交通安全啓発事業を支援しています。

イ 違法駐車等防止活動

京都市違法駐車等防止条例（平成 7 年制定）に基づき、都心部を中心に、違法駐車等防止指導員（行財政局サービス事業推進室職員）により、違法駐車等の解消のための指導・啓発活動を行うとともに、京都府警察等の関係行政機関及び業界団体と連携し、「中心市街地重点路線等クリア作戦」を毎月 1 回実施するなど、効果的な指導・啓発活動を行っています。また、各区の交通安全対策協議会等に対して、補助金の交付、啓発

物品の支給などを行い、地域が行う違法駐車等の防止活動を支援しています。

(2) 生活安全対策

地域における犯罪及び事故を未然に防止するため、本市、事業者及び市民が果たすべき責務を明らかにするとともに、市民及び観光旅行者等の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民及び観光旅行者等が安心して生活し、又は滞在することができる安全な地域社会の実現を図ることを目的とした京都市生活安全条例を平成11年4月に施行しました。

この条例に基づき、生活安全施策を総合的かつ計画的に推進するため、「互いに助けあう、犯罪や事故が少ないまち」の実現を目指し、①自らを守る意識の高揚、②連携ネットワークの充実、③区が共汗でバックアップ、の3点を基本的な考え方として、令和2年度までの10年間の取組方針を示す、第2次京都市生活安全（防犯・事故防止）基本計画を平成23年3月に策定しました（平成29年2月には中間見直しを実施）。この計画に基づき、学区の安心安全ネットの継続を応援する事業や、学生防犯ボランティアの活動支援などに取り組んでいます。

(3) 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の推進

路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止や健康への影響の抑制を図り、市民等の安心かつ安全で健康的な生活の確保に寄与するため、平成19年6月に京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例を制定しました。

この条例に基づき、市内全域で屋外の公共の場所における路上喫煙等をなくすため、市民等の意識啓発や喫煙者のマナー向上に取り組むとともに、「市内中心部」、「京都駅地域」及び「清水・祇園地域」を路上喫煙等禁止区域（過料徴収区域）に指定し、路上喫煙等監視指導員による巡回指導や過料処分を行っています。

(4) 犯罪被害者支援策の推進

京都市犯罪被害者等支援条例（平成23年4月施行）に基づき、公益社団法人京都犯罪被害者支援センター内に設置した「京都市犯罪被害者総合相談窓口」を中核として、既存の施策の活用や関係機関との連携はもとより、生

活資金の給付や住居の提供，こころのケアなど，犯罪被害者やその御家族・御遺族の視点に立って，被害直後から中長期にわたって支援しています。また，犯罪被害者が置かれた立場に関する理解を深めるため，京都府や京都府警察等と連携しながら，広報啓発等を実施しています。

(5) 京都市暴力団排除条例の推進

京都市暴力団排除条例（平成 24 年 10 月施行）に基づき，京都府警察との密接な連携の下，本市の事務事業からの暴力団排除を徹底すると同時に，暴力団排除の社会的気運が醸成されるよう広報啓発等を実施しています。

(6) 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の推進

平成 26 年 7 月に京都府警察と締結した協定に基づき，市民生活の一層の安心安全の実現とともに，2020 年の東京オリンピック等の開催を見据えた観光旅行者等の安心安全の向上による「世界一安心安全笑顔でやさしさあふれるおもてなしのまち京都」を目指し，市民，京都市，京都府警察等の連携により，地域の特性，課題等に応じた行政区単位の犯罪防止等の一層の取組を協働で実施し，京都ならではの地域力・人間力をいかした市民ぐるみの運動を推進しています。

平成 28 年度からは，全区において取組を展開しており，また，全市的には緊急的な対策を講じる必要のある犯罪に対する取組を実施しています。

(7) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の推進

公共の場所における安心かつ安全な通行を確保することにより，市民及び観光旅行者等にとって安心かつ安全なまちづくりの推進，国際文化観光都市にふさわしいおもてなしを尊重する気運の醸成並びに悠久の歴史の中で培われてきた本市の都市格の維持及び向上に資するため，京都市客引き行為等の禁止等に関する条例を平成 27 年 4 月に施行しました。

この条例に基づき，市内全域で客引き行為等を行うことがないよう事業者の責務を定め，商店会や自治組織とともに客引き行為等に関する啓発等を行うとともに，客引き行為等を全面的に禁止する客引き行為等禁止区域（祇園・河原町区域，東洞院錦小路周辺区域，京都駅北側周辺区域，京都タワービルの敷地の一部，京都あじびる河原町及び河原町 DECK の敷地の一

部)では、客引き行為等対策指導員が巡回し、違反者に対する指導、勧告、命令、公表及び過料処分を行っています。

また、公表の範囲の拡大、土地・建物の所有者・管理者等への通知、両罰規定などを盛り込んだ、京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の一部を改正する条例を令和2年4月から施行し、対策を強化して取り組んでいます。

5 消費生活行政の推進

京都市消費生活条例に基づき、本市の消費生活施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画である「京都市消費生活基本計画」及び平成27年3月に、本市の消費者教育を推進していくための行動計画として策定した「京都市消費者教育推進計画」を推進し、消費生活相談や消費者教育・啓発など、消費者の自立及び消費生活の安心、安全、安定及び向上のための各種事業を実施しています。

平成21年度からは、国が地方消費者行政の充実・強化を図るための財政支援策として実施している地方消費者行政活性化基金（平成27年度からは地方消費者行政推進交付金、平成30年度からは地方消費者行政推進強化交付金）を活用し、消費生活相談窓口の機能強化、相談窓口の周知広報、消費者啓発事業を集中的に実施しています。

(1) 消費者教育・啓発

各種講座・イベント等の開催、出前講座、冊子及び教材の作成・配布、消費者標語等の作品募集、消費者月間における取組、情報誌及びパンフレットの発行、ホームページ・フェイスブック・ツイッター等による情報発信等

(2) 消費生活相談

消費生活相談（契約上のトラブルに関する相談、助言、あっせん等）、消費生活土日祝日電話相談、多重債務相談

(3) その他

物価対策、家庭用品品質表示法、製品安全関係四法及び消費者安全法による立入調査、食品表示法（品質事項）による立入検査等

6 相談事業

(1) 京都市民法律相談

市民の日常生活の中で起こるあらゆる法律問題について、専門的な立場から相談に応じるために、消費生活総合センター及び区役所・支所地域力推進室で、弁護士会に委託して相談事業を実施しています。

(2) 交通事故相談

交通事故による被害者の救済を目的に、示談の方法や賠償問題などに関して、専門相談員が相談を受け、問題解決に向けた助言や情報提供を行っています。

(3) 市政一般相談

市政に関する市民からの要望・苦情・意見・問合せ等に応じるとともに、市民の声として市政への反映を図っています。

(4) 京都市民税務相談

税金に関する市民からの相談に応じるため、税理士会に委託して相談事業を実施しています。

(5) その他の相談業務等

上記のほか、京都府行政書士会、京都司法書士会、京都民事調停協会、近畿税理士会京都府支部連合会、京都土地家屋調査士会、日本不動産鑑定士協会連合会、京都府不動産鑑定士協会及び京都不動産研究協会など、関係団体との共催により、各種の無料相談会やセミナー等を実施しています。

7 区政推進

(1) 区役所、区役所支所及び区役所出張所の設置

政令指定都市である本市は、地方自治法第 252 条の 20 に基づき、条例で市域を分けて区を設け、区の事務所として次のとおり設置しています。

区役所 11 区役所支所 3 区役所出張所 14

(2) 区政の在り方

本市では区政・区役所が一層飛躍するための役割・方向性を示す「共汗で進める 新たな区政創生～京都市における区政の在り方について～」を平成 28 年 3 月に策定し、たゆむことなく様々な区政改革に取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、区役所・支所等の開庁時間を短縮するとともに、窓口にビニールカーテンや対面パネルを設置するなど、集団感染を防止し、市民サービスの継続性を確保するための対策を講じています。

(3) 各区基本計画の推進に向けた取組

平成 23 年 1 月に策定した第 2 期各区基本計画の推進に向け、幅広い区民の意見の聴取や区民ぐるみの課題の共有・実践を図る区民組織として、自治会組織、学識経験者、事業者、NPO 法人等の参加の下に設立した「区民まちづくり会議」における議論や、平成 24 年度予算から創設した「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」の活用などにより、区民との協働によるまちづくりに取り組んでいます。

令和 2 年度は、現区計画の計画期間が令和 2 年度までであることから、次期各区基本計画の策定に向け、取組を進めています。

(4) 京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくり

「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」

平成 24 年度に「自分たちのまちは自分たちでつくっていく」という地域主体のまちづくりを、区長・担当区長の権限の下、市民にもっとも身近な区役所・支所がしっかりと支えていく協働の仕組みとして、地域主権にふさわしい「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」を創設しました。

令和元年度は、区民が自ら企画・実践する「区民提案型支援事業」において 307 件の事業に対して支援するとともに、区民と区役所・支所が協力、協働して取り組む「共汗型事業」において 180 事業を実施し、本市のあらゆる施策のベースとなる「地域力」の強化に向けた更なる取組を推進しています。

(5) 区役所の総合庁舎化

- ・ 右京区総合庁舎 平成 20 年 2 月しゅん工，3 月供用開始
- ・ 伏見区総合庁舎 平成 21 年 10 月しゅん工，
12 月（保健部は平成 22 年 1 月）供用開始
- ・ 左京区総合庁舎 平成 23 年 4 月しゅん工，5 月供用開始
- ・ 上京区総合庁舎 平成 26 年 12 月しゅん工，27 年 1 月供用開始

- ・ 西京区総合庁舎 令和元年、「西京区総合庁舎整備基本計画」を策定
令和2年、基本設計及び実施設計に着手

(6) 市民サービスの向上

証明書発行コーナーを主要ターミナル及び市役所等市内10箇所に設置しており、平成24年4月からはターミナル証明書発行コーナーで土日の証明発行業務を実施しています。平成31年1月からは、マイナンバーカードを用いて、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機を利用し、住民票の写し等が取得できるコンビニ交付サービスを実施するとともに、令和元年7月からは、「京都市証明郵送サービスセンター」を設置し、これまで各区役所・支所及び出張所で行っていた戸籍証明書や住民票の写しなどの郵送による証明書の請求受付及び交付を1箇所に集約し、実施しています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送対応が可能な手続きをホームページに掲載し、郵送申請を促進するとともに、住民異動の届出期日を延長したほか、経済的影響を受けた方が貸付や融資、補助金等の制度を利用する際に提出する各種証明書の手数料を免除するなど、市民サービスの向上に努めています。

8 地域振興

(1) 地域コミュニティ活性化策の推進

「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」及び「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」に基づき、平成30年5月から地域コミュニティサポートセンターに配置した「まちづくりアドバイザー」が、自治会・町内会の組織運営等の課題の解決に向け、区役所・支所等と連携して直接現地に出向いて助言を行うなど、自治会・町内会の支援を行っています。

平成31年4月からは、マンションの新築や戸建住宅の宅地開発により転入される方と地域住民との交流を促進するため、地域と事業者があらかじめ、自治会・町内会への加入等に関して協議していただく「転入者地域交流支援制度」の運用を開始するとともに、自治会加入の意義を分かりやすくお伝えする「地域活動ハンドブック」や、令和2年3月に発行した「困

ったときのヒント集」などを通じて成功事例を共有し、地域の実情や課題に応じた支援に取り組んでいます。

また、ウィズコロナ社会においても、感染予防対策を講じながら安心して地域活動に取り組んでいただく方法・ツールを紹介するとともに、感染予防策を講じた地域活動を支援するなど、「新しい地域活動スタイル」の普及促進を図っていきます。

(2) 市政協力委員制度

本市では、市政の円滑な運営と行政能率の向上を図るため、昭和 28 年から市政協力委員設置規則を制定して市政協力委員を置いています。

委員は、担当区域ごとに在住者から適当な者を市長が委嘱し、次の事項について市に協力することを任務としており、任期は 1 年となっています。

(市政協力委員数 8,235 人 (令和 2 年 4 月 1 日現在))

ア 広報物の配布

(ア) 市民しんぶんの配布

(イ) ポスターの掲示

(ウ) パンフレット、チラシの配布

イ 選挙公報の配布

ウ 市民の要望の取次ぎ

エ その他区長が特に必要と認める事務

また、市政への理解を深め、区民の要望や地域の課題を把握するため、市政協力委員の各学区会長と区長との懇談会を開催しています。

(3) 地縁による団体の認可

地方自治法第 260 条の 2 により、自治会・町内会は、一定の要件を満たしていれば、「地縁による団体」として法人格を取得でき、所有している不動産等の財産を自治会・町内会名義で登記することができます。認可申請手続の相談、申請受付を区役所及び区役所支所で行っています。

(4) 集会所新築等補助金の交付

住民の福祉の向上に寄与するため、自治会・町内会等が行う集会所の新築、増築、改築又は修繕に要する経費の一部を補助しています。(昭和 46 年度から実施)

(5) ちびっこひろばの維持管理

幼児のための安全な遊び場を確保するため、市民自ら土地を確保し、維持管理を行うことを前提として、遊具の助成、維持管理のためのフェンス等の補修、管理状況等の調査を行っています。(昭和 42 年度から実施、令和元年度末 188 箇所)

9 北部山間地域の振興

豊かな森林や清らかな水源に抱かれた自然に恵まれ、平安京遷都以来、都の暮らしを支えてきた伝統、文化、温かい地域コミュニティが息づく本市の北部山間地域の暮らしを、将来へと引き継いでいくためには、高齢化や人口減少に歯止めをかける必要があります。

このため、平成 28 年度を「北部山間地域移住促進元年」と位置付け、地域と協働して活性化に取り組む「北部山間かがやき隊員」を 8 名配置するとともに、都市部に近接し、便利な田舎暮らしができる北部山間地域の「魅力発信」をはじめ、「移住相談」、「地域の取組支援」、「お試し居住体験」、「定着支援」という流れにより、移住を促進するための取組を総合的に進めています。

10 京北地域の活性化

(1) 京都市・京北町合併建設計画

本市では、平成 14 年 11 月に旧京北町から編入合併の申出を受けて「京都市・京北町合併協議会」(法定協議会)を設置し(平成 15 年 10 月)、合併に向けた具体的な協議を経て、平成 17 年 4 月 1 日に合併するに至りました。

協議会では、平成 16 年 8 月に京北地域等についてのまちづくりの基本方針を定める「京都市・京北町合併建設計画(期間:平成 17~令和 6 年度)」を策定し、本市では、当該計画に基づく事業の実施を進めています。

令和元年度は、法改正を受け、今年度末までとなっている計画について、その進捗状況を確認し、継続事業の 5 年間の再延長を視野に、検討を進めます。

(主な事業)

- ・ 幹線道路等整備(国道 162 号(栗尾トンネル、川東拡幅等)、国道

477号整備（大布施拡幅等）

- ・ 合併記念の森創設
- ・ 林業活性化対策（杣人の工房事業，北山杉の里整備等）
- ・ 京北地域に隣接する本市の他の周辺地域における地域水道整備，下水処理対策の推進

(2) 京都市過疎地域自立促進計画

旧京北町が過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域であったことから，同法による特例として，合併後も当該地域が過疎地域とみなされます。

このため，同法に基づき，本市では，「京都市過疎地域自立促進計画（平成17～21年度）」，「同計画（平成22～27年度）」を策定し，当該計画に基づく事業を進めてきました。

また，平成27年度には，地域の持続的な発展に向け，京北の未来像や重点戦略等を共有し，人口減少・高齢化に歯止めがかけられるよう「京都 京北未来かがやきビジョン」，「京都市過疎地域自立促進計画（平成28年度～32年度）」を策定し，京北地域の活性化に向け，取組を進めています。

（主な事業）

- ・ 小中一貫教育推進事業
- ・ 水道施設等の再整備事業
- ・ 電気通信施設整備
- ・ 移住促進事業
- ・ 京北ふるさとバス運行事業

11 市民活動支援

市民主体のまちづくり活動を促進するため，「第2期市民参加推進計画改定版」（平成28年3月策定）に基づき，自治会等の地縁組織やNPO法人等の市民活動団体等の多様な主体が連携する協働の取組を推進しています。

(1) 市民活動総合センターの運営

NPOやボランティア団体等による公益的な市民活動を総合的にサポートするとともに，市民相互の交流や連携を図るための拠点施設として，「市民活動総合センター」を設置しています。センターでは，市民活動団体等に

活動の場を提供するとともに、市民活動に関する情報収集・提供・各種相談、市民活動団体等の育成、交流の場の提供、連携・協働事業等を実施し、多様な市民活動の一層の活発化を図っています。

(2) いきいき市民活動センターの運営

市民公益活動はもとより、サークル活動など市民活動を幅広く支援していくため、市民活動総合センターを補完し、市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供できる施設として、平成 23 年 4 月に「いきいき市民活動センター」を設置しました（市内 13 箇所）。センターでは、活動場所や機会の提供のほか、市民公益活動に資する情報の発信、市民活動の活性化を目的としたイベントや市民活動を支援するための講習会等を実施しています。

(3) NPO 法人の認証・認定事務

特定非営利活動促進法（NPO 法）の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、特定非営利活動法人（NPO 法人）の認証事務及び NPO 法人の税制上の優遇措置に関する認定事務が、指定都市に移譲され、京都市内にのみ事務所が所在する NPO 法人については、これらの事務を本市が行っています。また、NPO 法人の設立や認定 NPO 法人への移行に向けた、きめ細かな対応により、NPO 法人の活動を側面から支援しています。

12 人権文化の推進

女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人・外国籍市民等の様々な人権課題の解決には、まちや市民の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた「人権文化」の構築が必要であるとの考えの下、人権尊重の意識の高揚を図り、市民や企業等と共に人権課題の解決に向けた取組を積極的に進めるための事業を展開しています。

(1) 人権文化の構築

ア 京都市人権文化推進計画の推進

人権文化の構築に向けた取組を総合的、効果的に推進するため、平成 27 年 2 月に人権施策の基本方針等を示す京都市人権文化推進計画を策定し、人権文化の息づくまちづくりの推進を図っています。計画期間の中間年にあたる令和元年度には、計画策定後の社会状況の変化等を踏まえ

た見直しを行い、令和2年3月に改訂版を策定しました。引き続き、計画に掲げる取組を推進していきます。

イ 人権文化推進会議

本市における人権文化の構築に関する施策を総合的に進めるため、人権文化推進会議を設置し、庁内の連絡、調整を行っています。

ウ 公益財団法人世界人権問題研究センター

人権問題について広く世界的視野に立った総合的な調査・研究を行い、国の内外にわたる人権問題に係る学術・研究に寄与することを目的として、市、府及び商工会議所の出えんにより、平成6年11月に設立されました。

センターでは、6つのプロジェクトチームにおいて、それぞれ「インターネットと人権」、「共に生きる地域研究の可能性」、「子どもの人権」、「性的マイノリティと人権の研究」、「移住者と人権」、「企業の社会的責任と人権に関する研究」をテーマとした共同研究が行われているほか、6つの登録チームにおける共同研究や個人研究が行われています。

(2) 人権啓発事業

市民一人一人が、自らの人権の大切さと、全ての人々の人権を尊重することの重要性を認識し、そのことにより、日常生活の中での考え方や行動が人権尊重の精神に基づいたものとなることを目的として、①行政が市民に働き掛ける「広報」、②市民との協働による「学習機会の提供」及び③市民の「自主的な取組の支援」の3つの視点から様々な人権啓発事業に取り組んでいます。

<主な人権啓発事業>

- ・ 人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行やSNSの活用による人権に関する情報発信
- ・ 「四字熟語人権マンガ」の募集
- ・ 企業向け人権啓発講座の開催
- ・ 人権啓発活動補助金の交付

13 地域改善対策奨学金等の返還事務

平成 20 年 8 月に提出された「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」の中間報告を踏まえ、同年 12 月に自立促進援助金制度を廃止して、「京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例」を制定し、奨学金等の返還事務に取り組んでいます。

14 男女共同参画の推進

(1) 「京都市男女共同参画推進条例」に基づく施策の推進

京都市男女共同参画推進条例（平成 15 年 12 月制定）及び同条例に定める男女共同参画計画である「第 4 次京都市男女共同参画計画きょうと男女共同参画推進プラン」（平成 23 年 3 月策定）に基づき、本市、市民、事業者の連携・協力の下、「男女平等の理念に立って、男女が、互いに人権を尊重しつつ、協力し合い、その個性と能力を発揮することができる」男女共同参画社会の実現に向け、施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。平成 28 年 3 月には、第 4 次計画の改定を行い、重点分野として、引き続き「DV 対策の強化」、「仕事と家庭、社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」の推進」に重点的に取り組むとともに、オール京都体制の女性活躍推進組織として発足した「輝く女性応援京都会議」を中心に、京都における女性の活躍推進に取り組んでいます。

(2) 男女共同参画センター（ウィングス京都）の運営

男女共同参画社会の実現のための拠点施設として、平成 6 年 4 月に開設しました。地上 4 階地下 2 階建てで、イベントホール、会議室、セミナー室、図書情報室、ギャラリースペース（平成 29 年 9 月開設）、ビデオシアター、相談室などを備え、多彩な事業に積極的に取り組んでいます。

また、ホームページやメールマガジンのほか、Facebook 等を活用し、市民の方々への情報の提供に努めています。

(3) DV 対策の強化

平成 28 年 3 月に改定した「京都市 DV 対策基本計画」に基づき、京都市 DV 相談支援センターを DV 対策の中核的施設として位置付け、児童虐待関係をはじめとする関係機関と連携の下、初期の相談から自立支援まで、継続

的な被害者支援に取り組むなど、切れ目のない支援に取り組んでいます。

また、DVに悩んでおられる男性を対象とした「男性のためのDV電話相談」や民間緊急一時保護施設（民間シェルター）に対する助成、若年層をはじめとする年齢層に応じたDV予防のための啓発など、様々な取組を引き続き実施しDV対策を総合的かつ計画的に推進しています。

(4) 仕事と家庭，社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランスの推進」

平成29年3月に改定した「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画に基づき、仕事と家庭生活のバランスを超え、地域活動や社会貢献活動が調和することで、人間力を高め、心豊かな充実した人生を送ることができる「真のワーク・ライフ・バランス」の実現を目指し、市民や企業に対する啓発活動、働き方改革の実践例の紹介などによる「見える化」を通じた気運の醸成等の取組を推進しています。

15 勤労者福祉対策

勤労者の福祉の向上と経済的安定を図るため、勤労者教育事業（京都労働学校を運営する公益社団法人京都勤労者学園と共催）、近畿労働金庫に資金を預託し勤労者へ低利で融資を行う労働者金融対策事業等の施策を行っています。

また、勤労者情報ホームページ「さわやかわーく～京都市・働く人の情報サイト～」により、労働関係法令や労働相談事例など労働に関する基本的な情報の提供に努めています。

16 スポーツ振興

市民スポーツ振興のため、各種事業を行うとともに、施設の整備を計画的に進めています。

(1) 市民スポーツ振興計画の策定・推進

本市では、「市民スポーツの振興」を市政の重点施策の一つとして位置付け、平成23年3月に「スポーツの絆が生きるまち推進プランー京都市市民スポーツ振興計画ー」を策定以降、「する」「みる」「支える」のそれぞれの観点から、市民スポーツの振興に取り組んできました。計画期間の中間年

に当たる平成 27 年度には、計画策定後の社会状況の変化等を踏まえた見直しを行い、平成 28 年 3 月に改定版を策定しました。引き続き、計画に掲げる取組を推進していくとともに、令和 3 年度中に次期スポーツ振興計画の策定を行います。

(2) 市民スポーツの振興

ア 京都市体育振興会連合会等との連携・協働

イ 市民スポーツフェスティバルの開催

ソフトボール、バレーボール、リレーカーニバル、グラウンド・ゴルフ、ペタンク、ジョギング、ソフトバレーボール

ウ 小・中学校夜間校庭開放によるスポーツ活動の推進

小・中学校校庭への夜間照明設備の設置及び利用促進

エ 京都市スポーツ推進委員会（京都市スポーツ推進指導員会）による市民スポーツの普及・振興

オ 生涯スポーツ講習会の実施

身近な地域体育館や武道センターを使用して、スポーツに親しむ機会のなかった初心者、初級者を対象とする、生涯スポーツ講習会を開催。企画・運営はスポーツ推進委員会（スポーツ推進指導員会）が行っています。

カ 京都マラソンの開催

市民スポーツの振興はもとより、国内外からの入洛客による高い経済波及効果や京都の魅力が広く発信されることによる都市ブランドの更なる向上など、京都にとって大きなメリットが期待される京都マラソンを多くの市民の理解、協力を得ながら開催しています。

なお、令和 2 年度はコロナ禍の状況を踏まえ、オンラインでの開催とします。

キ 競技スポーツ強化振興事業の実施

公益財団法人京都市スポーツ協会に加盟する競技団体の組織力の充実及び強化並びに競技力の向上を図るため、支援を行っています。

ク 全京都大学野球トーナメント大会の開催

「関西学生野球連盟」、「関西六大学野球連盟」、「京滋大学野球連盟」

の各リーグに分かれて活躍する京都の 14 大学硬式野球部が一堂に会する大会を開催することにより、京都の学生野球の魅力を強く PR するとともに、大学相互の連帯を深め、京都の学生野球の発展に寄与しています。

ケ 京都市スポーツ表彰の実施

スポーツに対する市民の関心を高め、競技力の向上及び市民スポーツの振興などに顕著な業績があった方を表彰しています。

(3) 京都スポーツの殿堂事業

京都ゆかりのトップアスリート等の功績を讃えるとともに、市民スポーツの振興をはじめ、子どもたちや市民の皆様に夢と希望を抱いていただくため、平成 22 年度に「京都スポーツの殿堂」を創設し、毎年度、京都にゆかりのあるトップアスリートを選考のうえ殿堂入りとして表彰を行っています。令和元年度までに 27 名の方が殿堂入りされ、殿堂入りされた方からこれまでの経験、技術等を広く市民、次世代のアスリートに伝えていただく「伝道事業」を実施するとともに、西京極総合運動公園内の市民スポーツ会館に「京都スポーツの殿堂ホール」を開設し、殿堂入りされた方々のゆかりの品々を展示公開しています。また、令和元年度には、長年、京都のスポーツの振興発展に御貢献いただいた 4 名の方に対する特別功労表彰を行いました。

(4) ワールドマスターズゲームズ 2021 関西

ワールドマスターズゲームズは、国際マスターズゲームズ協会（IMGA）が 4 年ごとに主宰する、概ね 30 歳以上のスポーツ愛好者なら誰もが参加できる生涯スポーツの国際総合競技大会です。第 10 回大会となる 2021 年は、関西広域（13 府県政令市）を舞台に過去最大規模となる国内外 5 万人参加を目標に、アジア圏で初めて開催されます。

本市では、開会式（岡崎エリア一帯）及び 4 競技（陸上競技（トラック & フィールド）、バドミントン、スカッシュ、空手道）を開催します。

(5) スポーツ施設の整備

広域的な大規模スポーツ施設整備の推進を図るため、府市協調により、西京極総合運動公園の計画的改修や横大路運動公園の再整備・防災機能強化に取り組んでいます。

また、水垂運動公園（仮称）整備について、事業の具体化に向けた取組を進めています。

(6) 本市のスポーツ施設

- ・ 体 育 館 ハンナリーズアリーナ（京都市体育館）
 (3 箇所) 建物面積 8,316 m² 収容観客数 2,500 人
 横大路体育館 建物面積 3,582 m² 収容観客数 652 人
 宝が池公園運動施設体育館
 建物面積 2,047 m² 収容観客数 300 人
- ・ 西京極総合 たけびしスタジアム京都（陸上競技場兼球技場），補助
 運動公園 競技場，わかさスタジアム京都（野球場），京都アクアリー
 ーナ（メインプール（5月～9月），アイススケートリン
 ク（メイン・11月～3月），飛び込みプール（5月～9月），
 アイススケートリンク（サブ・11月～3月），サブプール
 （25m），トレーニングルーム，フィットネススタジオ，
 アーチェリー場）を持つ総合運動公園です。
- ・ 武道センター 我が国最古の演武場であり，国の重要文化財（建築物）
 に指定されている旧武徳殿をはじめ，近代設備を備えた
 本館，弓道場，相撲場を設置しています。
- ・ 地域体育館等 左京地域体育館，中京地域体育館，東山地域体育館，
 (17 箇所) 山科地域体育館，下京地域体育館，吉祥院地域体育館，
 久世地域体育館，右京地域体育館，桂川地域体育館，伏
 見北堀公園地域体育館，伏見東部地域体育館，醍醐地域
 体育館，伏見北部地域体育館，京都市市民スポーツ会館，
 こども体育館，京都市北文化会館，京都市障害者教養文
 化・体育会館
- ・ 硬式野球場 伏見桃山城運動公園野球場，横大路運動公園野球場
 (2 箇所)
- ・ 軟式野球場 岡崎公園野球場，一乗寺公園野球場，東野公園野球場，
 (9 箇所) 吉祥院公園野球場，上鳥羽公園野球場，牛ヶ瀬公園野球
 場，三栖公園野球場，宇治川公園野球場，山科中央公園

- ・ 野 球 場 兼 運 動 場 (9 箇所)
 - 岩倉東公園野球場兼運動場，朱雀公園野球場兼運動場，
勸修寺公園野球場兼運動場，殿田公園野球場兼運動場，
小畑川中央公園野球場兼運動場，伏見公園野球場兼運動
場，伏見桃山城運動公園野球場兼運動場，横大路運動公
園第 1・2・3 野球場兼運動場，京北運動公園野球場兼運
動場
- ・ 運 動 場 兼 ソフトボール場 (1 箇所)
 - 桂川緑地久我橋東詰公園運動場兼ソフトボール場
- ・ テニスコート (9 箇所)
 - 宝が池公園運動施設テニスコート，岡崎公園テニスコ
ート，勸修寺公園テニスコート，桂川緑地久我橋東詰公
園テニスコート，西院公園テニスコート，小畑川中央公
園テニスコート，三栖公園テニスコート，京北運動公園
テニスコート，山科中央公園テニスコート
- ・ 洋 弓 場 (1 箇所)
 - 横大路運動公園洋弓場
- ・ 球 技 場 (4 箇所)
 - 宝が池公園運動施設球技場，吉祥院公園球技場，下鳥
羽公園球技場，桂川緑地久我橋東詰公園第 1 球技場
- ・ 少年サッカー場 (1 箇所)
 - 桂川緑地久我橋東詰公園第 2 球技場
- ・ フットサル場 (2 箇所)
 - 大和ハウスパーキング京都市宝が池フットサルコート，
桂川緑地久我橋東詰公園第 3 球技場
- ・ トレーニン
グホール (1 箇所)
 - 黒田トレーニングホール

17 特別定額給付金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ，簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため，特別定額給付金給付事業を実施しています。

マイナンバーカードを活用したオンライン申請の受付を5月15日から開始するとともに、6月6日から10日にかけて申請書を郵便で配達し、DV避難者、施設入所の方、障害のある方、ホームレスの方など、配慮が必要な方への対応も行いつつ、順次、給付の手続きを行っています。

8月1日時点で申請受付率は約95%、受け付けた申請に対する給付率も約99%となっております。引き続き9月15日の申請期限までに申請いただけるよう、未申請者に申請書を再発送するなど勧奨に取り組んでいます。

また、基準日以降にお亡くなりになった単身世帯の世帯主に対する給付については、市会における意見書の採択も踏まえ、御遺族を給付対象とするよう、政令指定都市共同で国に要望しています。